

## 日進市有料広告掲載に関する要綱

平成18年8月22日

要綱第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主財源確保のため、市が作成する印刷物及び市が管理する施設等に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告掲載の対象は、市が作成する印刷物及び市が管理する施設等で広告媒体として利用可能なもののうち、市長が指定するもの（以下「広告媒体」という。）とする。

(掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しないものとする。

- (1) 法令又は条例等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 青少年保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、枠数、掲載料、作成方法等は、当該広告媒体の所管部署において定めるものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 広報につき、日進市ホームページ等による募集
- (2) 公共的団体を通じた募集
- (3) 広告取扱い業者の斡旋による募集

2 前項の規定にかかわらず、広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）が募集枠に満たないときは、個別に広告を募集することができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、第1号様式に準じて広告媒体ごとに調製する広告掲載申込書に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

(広告案の審査及び決定)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、当該広告媒体の所管部署において審査に付するものとする。

2 市長は、前項の審査に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を第2号様式に準じて広告媒体ごとに調製する広告掲載決定通知書により広告掲載希望者に通知するものとする。

(日進市有料広告審査会)

第8条 前条第2項の広告掲載の可否に関して疑義が生じた場合等に審査を行うため、日進市有料広告審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、企画政策課長、財政課長、市民協働課長、生活安全課長、産業振興課長、生涯学習課長で構成し、会長は、企画政策課長をもって充てる。

3 日進市ホームページに掲載する広告に関する審査の場合は、前項に定める委員に、当該業務担当課長を加えることができるものとする。

4 屋外広告に関する審査の場合は、第2項に定める委員に、都市計画課長を加えることができるものとする。

5 審査会の会議は、第1項の場合において、会長が必要と認めたとときに開催し、会長は、第2項から第4項までに定める委員のほか、広告媒体又は審査する内容に関連する所管部署の長を臨時の委員として審査会に参加させることができる。

6 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 審査会の庶務は、企画部企画政策課で行う。

(広告掲載料の納入)

第9条 第7条第2項の規定により掲載可の決定を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、第3号様式に準じて広告媒体ごとに調製する広告掲載承諾書を市長へ提出するとともに、指定期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を市長が指定する方法で自己の負担により作成し、指定期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容が広告掲載申込書の記載内容若しくは広告案と相違していないこと、又は法令若しくはこの要綱に違反していないことを確認するものとする。

3 市長は、前項の場合において、広告掲載申込書の記載内容及び広告案と相違している、又は提出のあった広告原稿が適当でないとき、又は認めるときは、広告主に対し広告原稿の変更を求めるものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び

負担において解決するものとする。

3 広告主は、市税等を完納している者でなければならない。

4 広告主は、第7条第2項の規定により掲載可の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡することができない。

(広告掲載の取消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が広告案と著しく相違するとき。

(2) 広告掲載料が指定期日までに納入されなかったとき。

(3) 広告原稿が指定期日までに提出されなかったとき。

(4) 公益上の理由により市が広告媒体を使用する必要が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載を適当でないと認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第13条 納入された広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告が掲載できなかったとき又は市長が還付の必要があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さないものとする。

(広告を掲載した印刷物等の無償提供)

第14条 市長は、広告を掲載した印刷物等の無償提供の申し入れがあった場合は、当該印刷物等に掲載される広告を審査に付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、この要綱に規定する掲載基準等を満たすと認めるときは、無償提供を受け入れることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日要綱第95号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日要綱第38号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月9日要綱第13号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日要綱第 18 号）  
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

広告掲載申込書

年 月 日

日進市長 あて

住所（所在地）

氏名（名称）

申込者 電話番号

FAX番号

代表者職氏名

担当者氏名

日進市有料広告掲載に関する要綱第6条に基づき、下記のとおり申込みます。  
申込みにあたり、市税等の滞納はありません。また、市税等の納税状況を確認すること  
について同意します。

記

広告媒体

広告内容

第2号様式（第7条関係）

広告掲載決定通知書

年 月 日

様

日進市長

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

決定区分 掲載する

掲載しない  
理由

広告掲載料 金 円

納付期限 年 月 日

その他

第3号様式（第9条関係）

収 入  
印 紙

広告掲載承諾書

年 月 日

日進市長 あて

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者職氏名

印

日進市有料広告掲載に関する要綱及び日進市広告掲載基準を遵守し、下記の内容について承諾します。

記

広告媒体

広告内容

広告掲載料 金 円

納付期限 年 月 日

その他